

【表紙】

|                |                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                                                               |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                                                    |
| 【提出先】          | 関東財務局長                                                                                                                                |
| 【提出日】          | 2026年3月25日                                                                                                                            |
| 【会社名】          | 株式会社クラレ                                                                                                                               |
| 【英訳名】          | KURARAY CO., LTD.                                                                                                                     |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 川 原 仁                                                                                                                         |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                                                                                                                           |
| 【本店の所在の場所】     | 岡山県倉敷市酒津1621番地                                                                                                                        |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社クラレ本社<br>(東京都千代田区大手町2丁目6番4号)<br><br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br><br>(注) 株式会社クラレ本社は法定の縦覧場所ではありませんが、<br>投資家の便宜のため縦覧に供しています。 |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 川原 仁 は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社22社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社45社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは化学製品の製造・販売を主とした複数事業から成る製造業であり、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、また全社的な内部統制が良好であることから、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。また持分法適用会社は連結財務諸表の持分損益に影響を与える金額的重要度と事業の質的リスクとを評価し、対象会社について検討しました。上記の検討の結果、当社及び連結子会社のうち6事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、化学製品の製造及び販売が主な収益獲得活動であることから事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。なお、リスクが大きい取引を行っている事業拠点または業務に係る業務プロセスとして追加すべき評価対象はありません。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度の末日である2025年12月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。